

特集

- ① 改正NPO法のポイント
- ② いしかわNPO塾
- ③ NPO・ボランティア交流会

ちょっと気になる、いしかわのNPO
NPO法人 奥能登^{ひき}日置らい

人 -hito-
NPO法人 FIP
塩見 貴正さん

インフォメーション
運営能力向上支援事業
ボランティア講習会助成
会議室・作業室の利用案内

つながる
ひろがる
ふれあう



あいむ

石川県NPO活動支援センター
URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

ここが変わる！ 改正NPO法のポイント

平成23年6月にNPO法（特定非営利活動促進法）の改正が行われ、平成24年4月から施行されます。今回の法改正のポイントは、「認証制度の使いやすさと信頼性向上」、「新認定制度の創設と仮認定制度の導入」、「認証・認定制度の所轄庁の一元化」の3つで、これらの主な内容をまとめました。

1 活動分野の追加（法第2条及び別表関係）

法第2条別表に記載されている17の活動分野に加えて、新たに3つの活動分野が追加（合計20分野）されました。

活動分野	
【従前】	【平成24年4月1日以降】
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤ 環境の保全を図る活動 ⑥ 災害救援活動 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨ 国際協力の活動 ⑩ 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動 ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 ⑫ 情報化社会の発展を図る活動 ⑬ 科学技術の振興を図る活動 ⑭ 経済活動の活性化を図る活動 ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯ 消費者の保護を図る活動 ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 観光の振興を図る活動（←追加） ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（←追加） ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦ 環境の保全を図る活動 ⑧ 災害救援活動 ⑨ 地域安全活動 ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪ 国際協力の活動 ⑫ 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動 ⑬ 子どもの健全育成を図る活動 ⑭ 情報化社会の発展を図る活動 ⑮ 科学技術の振興を図る活動 ⑯ 経済活動の活性化を図る活動 ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱ 消費者の保護を図る活動 ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（←追加）

2 所轄庁の変更（法第9条関係）

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一つの政令指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあっては、当該政令指定都市の長）となりました。

所轄庁	
【従前】	【平成24年4月1日以降】
・ 都道府県知事（一つの都道府県内に事務所を置く場合） ・ 内閣総理大臣（複数の都道府県に事務所を置く場合）	・ 都道府県知事（主たる事務所の所在地） ・ 政令指定都市市長（政令指定都市内にのみ事務所を置く場合）

3 「収支計算書」等に係る改正（法第10条第1項第8号及び第27条第3号関係）

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る実績を表示するもの）に改めること、併せて、法人設立時に作成する「収支予算書」を「活動予算書」（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類）に原則改めるものとされました。

計算書類	
【従前】	【平成24年4月1日以降に開始される事業年度から】
・ 収支計算書 ・ 収支予算書	・ 活動計算書（当分の間「収支計算書」でも可） ・ 活動予算書（当分の間「収支予算書」でも可）
平成24年4月1日以降に開始する事業年度より、法人が作成する会計書類が従来の「収支計算書」から「活動計算書」に改められます。同じく、法人設立時に作成する「収支予算書」も「活動予算書」に改められます。なお、経過措置として、当分の間、「収支計算書」、「収支予算書」の提出が認められます。	

4 縦覧期間中の補正（法第10条第3項関係）

申請書類中に軽微な不備に係る事項として条例で定める事項があった場合には、所轄庁が認証申請書を受理した日から1カ月を経過するまでの間に限り、当該事項に係る補正を認めるものとされました。

認証申請書類の補正を行うことができる場合	
【従前】	【平成24年4月1日以降】
（規定なし）	期間：申請後1カ月を経過するまでの間 補正事項：条例で定める軽微な不備に係る事項
条例で定める軽微な不備の具体的な内容は、「記載内容の同一性に影響を与えない範囲のもので、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るもの」としています。	

5 認証後未登記団体の認証の取消し（法第13条第3項及び第39条第2項関係）

設立の認証を受けた者が設立の認証のあった日から6カ月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができるものとされました。（合併についても同様）

未登記団体に対する処分	
【従前】	【平成24年4月1日以降】
・ 過料	・ 過料 ・ 設立認証の取消し

6 社員総会決議の省略（法第14条の9第1項関係）

理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとされました。

社員総会の決議があったものとみなされる場合	
【従前】	【平成24年4月1日以降】
（規定なし）	・ 社員全員が書面又は電磁的記録により議題に同意の意思表示をしたとき
上記により社員総会での決議を省略した場合でも、決議があったものとみなすためには、議事録を作成する必要があります。	

7 理事の代表権の制限に関する登記（法第16条関係）

理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定が削除されました。

理事の登記	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
・ 理事全員を登記	・ 定款に理事の代表権を制限する規定を設けた場合、代表権を持つ理事のみの登記が可能
理事長や代表理事など一部の理事のみが代表権を持ち、その他の理事は代表権を有しない旨の定めを定款上に置くことにより、代表権を持つ理事のみの登記ができるようになります。この場合、定款の具体的記載としては、例えば「理事長は法人を代表する」のみでは足りず、「理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない」などの規定が必要になります。 〈注意〉 定款に、例えば「理事長」のみが法人を代表する旨の定めがあるNPO法人については、平成24年4月1日から6ヵ月以内に、理事長以外の代表権を制限された理事(代表権を有しない理事)について、「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならないこととされました(法施行令附則第3条第1項)。 なお、代表権を有する例えば「理事長」に選定されている理事については、変更の登記をする必要はありません。	

8 役員変更等の届出時の添付書類の追加（法第23条関係）

役員変更等の届出時に添付する書類として「変更後の役員名簿」が追加されました。

役員変更等の届出時の添付書類	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
・ 就任承諾及び誓約書の謄本(新任者がいる場合) ・ 住民票(新任者がいる場合)	・ 変更後の役員名簿 ・ 就任承諾及び誓約書の謄本(新任者がいる場合) ・ 住民票(新任者がいる場合)
役員名簿については、従前の制度では、事業報告書提出時に前事業年度の役員名簿を添付することとされているのみでしたが、今後は、年度途中で生じた役員変更等の届出時にも、変更後の役員名簿を添付することになりました。	

9 定款変更の際の届出のみで足りる事項の拡大（法第25条第3項関係）

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項が追加されました。

所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる場合	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
以下の軽微な事項に関する定款の変更 ・ 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもの以外) ・ 資産に関する事項 ・ 公告の方法	以下に掲げる事項を含まない定款の変更 ・ 目的 ・ 名称 ・ 特定非営利活動の種類及び同活動に係る事業の種類 ・ 事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもののみ) ・ 社員の資格の得喪に関する事項 ・ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く) ・ 会議に関する事項 ・ その他の事業に関する事項 ・ 解散に関する事項(残余財産帰属者に係るもののみ) ・ 定款の変更に関する事項
定款変更に関する定款上の規定として、「法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。」などの文言がある場合は、今後速やかに変更する必要があります。	

10 定款変更の届出時の添付書類の追加等（法第25条第6項、第7項関係）

定款変更の届出時に添付する書類として「社員総会の議事録の謄本」と「変更後の定款」を追加することとされました。また、定款の変更が登記事項の変更を伴う場合、登記終了後、遅滞なく「登記事項証明書」を所轄庁に提出するものとされました。

定款変更届出時の添付書類	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
(添付書類なし)	・ 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本 ・ 変更後の定款 ※登記事項の変更を伴う場合、登記終了後、遅滞なく登記事項証明書を提出
定款変更については、従前の制度では、事業報告書等提出時に前事業年度に変更があった定款を添付することとされていましたが、今後は、定款変更の届出時に変更後の定款を添付することになりました。	

11 事務所に備え置き、閲覧に供する書類・場所（法第28条関係）

事務所に備え置き、利害関係者からの請求に応じ閲覧に供する書類として、「最新の役員名簿」が追加されました。また、備え置く場所として「主たる事務所」のほか、「従たる事務所」が追加されました。

備え置き書類・場所	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
＜備え置く書類＞ ・ 事業報告書等 ・ 定款等 ＜備え置く場所＞ ・ 主たる事務所	＜備え置く書類＞ ・ 事業報告書等 ・ 定款等 ・ 最新の役員名簿 ＜備え置く場所＞ ・ 主たる事務所 ・ 従たる事務所
これまでは主たる事務所において事業報告書等を備え置き、利害関係者に閲覧させることがNPO法人の義務でしたが、今後は従たる事務所においても備え置き・閲覧させなければなりません。	

12 事業報告書等提出時の添付書類(法第29条関係)

毎事業年度の事業報告書等の提出時に添付する書類のうち、前事業年度中に定款変更があった場合の関係書類が不要となりました。

事業報告書等提出時の添付書類	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
・ 事業報告書等 ・ 定款等(変更後の定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	・ 事業報告書等
変更後の定款は届出時に添付し、登記事項証明書は変更後遅滞なく提出することとされたため、事業報告書等に添付する必要がなくなりました。	

13 所轄庁における事業報告書等の謄写（法第30条関係）

所轄庁は、事業報告書等、NPO法人から提出された書類の閲覧に加え、当該書類について謄写の請求があったときは、これを謄写させなければならないものとされました。

所轄庁における閲覧書類の取扱い	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
・ 閲覧	・ 閲覧 ・ 謄写 ※閲覧対象書類として、事業報告書等、定款等に加えて最新の役員名簿を追加

14 解散公告の簡素化（法第31条の10第1項関係）

解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告について、「清算人就任後2カ月以内に、少なくとも3回」から「解散後、遅滞なく、少なくとも1回」にするものとされました。

解散公告の時期・回数	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
・ 清算人就任後2カ月以内に少なくとも3回以上	・ 解散後、遅滞なく、少なくとも1回以上

15 新たな認定制度の創設（法第44条から第57条まで関係）

認定NPO法人制度の根拠法が従前の租税特別措置法からNPO法へ変更され、認定事務の実施主体が従前の国税庁から所轄庁へ変更になりました。

認定機関	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降の申請から】
(規定なし) ※租税特別措置法では国税庁長官	・ 所轄庁(都道府県知事及び政令指定都市の市長)
認定制度	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
(規定なし)	＜申請手続き＞ 所轄庁に申請 ＜認定基準＞ ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること ③ 運営組織及び経理が適切であること ④ 事業活動の内容が適正であること ⑤ 情報公開を適切に行っていること ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること ⑦ 法令違反等がないこと ⑧ 設立後1年を超えていること

16 仮認定制度の導入（法第58条から第62条まで関係）

法人設立後間もなく、活動実績が少ないNPO法人にも税制優遇の対象を広げるため、設立5年未満の法人が一度だけ利用できる制度として「仮認定制度」が導入されることとなりました。

仮認定制度	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
(規定なし)	＜申請手続き＞ 所轄庁に申請 ＜仮認定基準＞ ・ 認定基準のうち、前述「①」以外の基準を満たしていること ・ 設立から5年を経過しないNPO法人であること(但し、法施行後3年間は設立後5年以上の法人にも適用) ・ 過去に認定又は仮認定を受けたことがないこと

【「認定」と「仮認定」の違い】

	認 定	仮認定
基 準	前述「①～⑧」の基準をすべて満たしている(欠格事由にも該当しないこと)	前述「①」以外の7つの基準を満たしている(欠格事由にも該当しないこと)
有 効 期 間	認定の日から5年間(5年ごとに更新)	仮認定の日から3年間(更新なし)
申請可能な法人	すべてのNPO法人	設立後5年未満の法人(但し、法施行後3年間は5年を経過している法人も可)
実績判定期間	直近の2事業年度(初回のみ。更新時は5事業年度)	直近の2事業年度
税 制 優 遇	(イ)個人が寄附をした場合の寄附金控除 (ロ)法人が寄附をした場合の損金算入限度枠の拡大 (ハ)相続人が寄附をした場合の非課税 (ニ)認定NPO法人自身のみなし寄附金	・左記(イ)(ロ)は「認定」と同じ ・左記(ハ)(ニ)は適用なし

17 その他の改正点

・目的(法第1条関係)

新たな認定制度の導入に伴って、NPO法の目的規定に「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加えるものとされました。

法の目的	
【 従 前 】	【平成24年4月1日以降】
第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

・情報の提供(法第72条関係)

内閣総理大臣及び所轄庁は、NPO法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定NPO法人等その他のNPO法人の事業報告書等その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を構ずるものとされました。

・罰則(法第77条から第81条まで関係)

所轄庁等による命令の実効性の確保、認定NPO法人等の名称保護等のため罰則を設けるものとされました。

「NPOがつくる いしかわNPO塾」

いよいよ始まる!!



「ともに学び、ともに育つ」をモットーに、「NPOがつくる、いしかわNPO塾」は、相互交流とゆるやかな県内NPOのネットワークづくりをめざしています。

月2回、合計30回ほどの長期に渡り、この手法で個々の団体運営と活動の強化をめざしています。

NPO塾では、参加者の「つぶやき」が「学びの場」をつくります。

講演会やセミナーは、講義を聞くだけで、なんとなくわかったような、良い時間を過ごせたような、そんな体験で終わってしまいます。この繰り返しで得られるものは、受講した本人しかわかりません。この塾では、集まる人や団体どうしが、日頃の課題や悩みをもちより、解決策を導くためにテーマを決めます。場合によっては専門家に来てもらいます。こうして知らず知らず、集まった人どうしの「顔が見え」、気が付けば「つながり」までも生まれます。

1月22日に「キックオフ会」がありました。50名を超える大勢の方々が駆けつけました。「多様な立場の方々から、自分や自分たちにとって役立つ塾プログラムを提案してもらいたい」という20分の趣旨説明の後、法人化をめざす「NPOをつくりたい」、NPOを応援したい立場の「NPOを広めたい」、そして団体としてすでに活動している方々の「NPOの運営課題」の三つのチームを自主的に作ってもらい、約1時間、自己紹介や課題の出し合いを行って、この日、4月11日まで5回分の塾メニューが決められました。「あいむ」フロアーいっぱいの方々の熱気と、温かな交流は、いしかわの、これからのNPO時代を担う方々の息吹をも感じる、大盛況のキックオフ会となりました。



▲ 1月22日「キックオフ会」



▲ 2月8日「委託事業の考え方・進め方」



▲ 2月22日「NPOって何? NPO法人って何?」

いしかわNPO塾は。。。。

開催日時 平成25年3月まで 毎月第2、第4水曜 19:00～21:00

※参加者の都合により変更になる場合があります。

開催場所 石川県NPO活動支援センター「あいむ」会議室

金沢市香林坊2-4-30 香林坊ラモーダ7F TEL 076-223-9558

随時テーマ(おしながき)を更新しています。お問合せ・申込みは下記まで

NPO法人いしかわ市民活動ネットワークセンター(いねっと)

TEL 076-232-6673 E-mail ishikawa@inetnpo.com

NPO塾専用ブログ <http://inetnpo.com/npojuku/>

フェイスブックページ <http://www.facebook.com/ijyuku>

ホームページからの検索は「いしかわNPO塾」で。

能登・加賀地区でも、「出前NPO塾」開催

開催日時 平成25年3月まで各地区隔月一回
詳しい日程は下記にお問い合わせください。

●能登地区 NPO法人わくわくネット・はくい
羽咋市鶴多町亀田17

羽咋市文化会館3F

TEL 0767-22-0909 FAX 0767-22-0904

●加賀地区 NPO法人こまつNPOセンター

小松市小寺町乙80-1

こまつまちづくり交流センター

TEL/FAX 0761-25-1010

いまだきの人材獲得を知る NPO・ボランティア交流会

【交流会の目的】

財団法人石川県民ボランティアセンターでは、各ボランティア団体が抱える課題の解決や団体間の交流を促進するため、「ボランティア交流会開催事業」を実施しており、今年度は百万石ワールドカフェ研究会に委託しました。

NPOやボランティア団体が共通して抱える悩み「団体の存在を知ってもらえない」「一緒に活動してくれる人が増えない」を解決するため、その解決の糸口になる講師の話聞いた参加者全員で、情報交換し共感し、自分たちの事例にあてはめ「インプット&アウトプットで得たものを形にする」をゴールに交流会を開催しました。

【セミナーの構成】

●日時 平成24年1月28日(土) 12:00～16:30

●場所 県立美術館広坂別館

1.「ソーシャルメディア時代の情報流通とネットPR」

株式会社ニューズ・ツー・ユー 代表取締役社長 神原弥奈子氏

ブログとtwitter, facebookそれぞれの広報としてのメリット。

マスメディアの影響が低下している今、双方向のコミュニケーションツールとしての活用が重要であり、事実を伝えるニュースリリースと、思いを伝える公式ソーシャルメディアの使い分けを知ること。

2.「事例と実践 NPOの戦略的広報活動、ソーシャルメディアの活用法」

株式会社ニューズ・ツー・ユー 四家正紀氏

ネットの力を本当の力に変えるときは「コミュニケーションしたい相手をきちんと想定すること」ターゲットにメッセージを伝えるための、ITは道具であり継続することが大切。

3.「NECの社会貢献活動」

日本電気株式会社 CSR推進部社会貢献室 主任 池田俊一氏

NECの企業としての取り組みの中でも、プロボノは若手の社会起業塾だけではなく、NEC匠塾としてシニアの方へも取り組んでいる。

4. ワールドカフェスタイルでの交流会

交流会の中で生まれた「つながりの木」

それぞれ、支援したい人、支援されたい人、行政の方などジャンルが分かれ枝葉となる参加者が記入したカードが広がっている「木」。

この「つながりの木」のカードの中で、マッチングも行われ「サポートしたい人とサポートを探している人」の組み合わせも生まれることが出来て、プロボノ(スキルを持った人材がその能力を活かして社会貢献活動を行うこと)の種がまかれました。



【百万石ワールドカフェ研究会】

わたしたち百万石ワールドカフェ研究会は、2010年に対話をテーマに設立されました。

対話を始め、続け、広げることで、集合知が生まれ、繋がり、形になり社会の課題を解決に結びつくことを確信し、北陸に新しい未来を生み出すことを目指し、人と人の関係性を再構築や社会変化の創造に取り組んでいます。

今後の取り組みをもとに、いろんな団体と協力し石川でのプロボノの認知度をあげるところから、そして企業がプロボノに関わることへのメリットを伝えていくことを具体的に企画していきます。



URL: <http://world-cafe.jugem.jp/>
Mail: 100million.wc@gmail.com
ホームページの検索は「百万石ワールドカフェ」で。

NPO法人 奥能登日置らい 『地域づくり、人づくり、町づくり』

持続可能な地域づくり

能登半島最北端に位置する珠洲市日置地区。過疎化・高齢化の進む珠洲市の中でも最も人口が少なく、高齢化率の高い地区となっています。

そうした状況を打開すべくNPO法人奥能登日置らいが設立されました。

奥能登日置らいは、日置地区に住む20～30代が企画や運営を担当し、生活経験豊かな40～70代がサポートを行う、若者主体の活動をおこなっています。

行政や事業所、金沢星陵大学、金沢大学などと協働して、人口流出に歯止めをかけ、交流人口の安定的な流入を図るとともに移住者の受け皿づくりを目標に活動しています。

地域資源の保全と継承

日置地区の自然や食の魅力を堪能していただく体験モニターツアーを実施しました。

モニターとして選定した市外在住者をお客様として迎え、伝統漁法の「たこすかし」や山菜採り、幻の大浜大豆を使った「つと納豆づくり」、鯛みそづくり、肉厚椎茸の「のとてまり採り」、星空観察などといった日置ならではの里山里海生活を体験してもらい、日置らいメンバーの経営する農家民宿に宿泊するツアーで、一泊二日で参加費は無料です。

ツアー終了後、お客様にアンケートなどに協力していただきました。それを参考に本格的なツアーとして企画していきたいと思っています。

若者のキャリアデザイン教育、高齢者には生涯学習を兼ね、若者と交流することによって新しい価値観を身に付けていくことで、これからの日置地区に大切な基盤作りになっています。

2月11日・12日に行われた「冬の味覚体験モニターツアー」の様子



その他にも、横山振興会とおこなった「案山子づくり」や、能登半島おらっちゃんの里山里海とおこなった「お茶炭の森づくり」など、ほかの団体と協働した「コラボ活動」にも力を入れています。

情報交換の場として月一回の定例会をおこなっていますが、定例会以外にも、企画部隊の若者たちが事務所に集まり、今後の企画についてアイデアをだしあい、計画を立てています。もともとのメンバーは、地元の青年団員でもあり気心のしれた関係。市外から日置地区に移住してきた青年たちもメンバーに加わり、幅広い意見で日置地区の未来について語りあい、メンバーの「気付き」にもつながっています。

交流人口の中から、「Iターン」「Uターン」「Jターン」で訪れた人たちが住みつける地域づくりを目指すため、地域自体を変えていかなくてはならないと思っています。

そのためには、日置らい自体が地域の人々に認知され、地域に根付いたNPO活動にしていかなければなりません。それを2年目からの目標にしています。

そして、やがて地域に住む人々の意識や地域全体が変化していけば、よそ者が入ってきても違和感なく受け入れることができる。そんな土壌づくりを目指しています。

しかし、持続性のある活動資金がないことに困っています。いろいろな助成金や寄付金に応募し、短期的な資金でやりくりはしていますが、長く続くものではありません。それを打開するためにも寄付したくなるような魅力的な活動にしたいと思っています。

日置の将来を託して

法人名日置らいの由来は、日置に来(らい)て、人々のおもてなしによって、今も残る昔ながらの「生活(ライフ)」を体験し、「笑(わらい)」、「語(ら)い」ながら来訪者が、満足できる空間づくりを目指し、また、一人ひとりが日置の未来(みらい)を見据え、考える場づくりを行いたいと思い名前を付けました。

そんな、日置の将来を託せられるようなNPO法人を目指して行きます。

一賛助会員募集一

日置らいでは、活動に参加・支援して頂ける方をいつでも募集しています。能登半島最北端から発信する私たちの活動に参加してみませんか？賛助会員の方には、「機関紙日置らい」や奥能登情報を随時お送りします。

NPO法人 奥能登日置らい

〒927-1446
石川県珠洲市折戸町八部92番地
TEL 090-1637-3355 (担当：澤)
mail sawa-k-n@m2.spacelane.jp

石川県NPO運営能力向上支援事業 (専門家の個別指導補助金)

NPOが会計・税務等の専門アドバイザーによる実地指導を受ける場合に、その費用を助成します。

●補助金の趣旨

県内の市民活動団体、ボランティア団体又はNPO法人が組織を運営していくためには、会計・税務などの専門知識が必要です。アドバイザーから組織の運営に関する専門的な実施指導を受ける費用を助成し、運営能力の向上や課題解決を図ります。

●補助対象者

市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人

●補助対象経費

アドバイザーの謝金及び交通費

●補助金額

実際の経費または別に定める基準額のいずれか少ない金額の3分の2で、上限2万円(同一事業年度内において、1団体1回限りとしします。)

●申請方法

実地指導を受ける2週間前までに申請してください。
必要書類は、交付申請書、補助事業計画書・収支予算書、定款(会則)です。
※申請の際は、必ず事前相談を行うこと。

お問い合わせ
お申し込み

石川県NPO活動支援センター
〒920-0961
金沢市香林坊2-4-30 香林坊ラモーダ 7階
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。 石川県NPO活動支援センター『あいむ』

〒920-0961 金沢市香林坊2-4-30 香林坊ラモーダ7階
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL <http://www.ishikawa-npo.jp>
E-mail npo@pref.ishikawa.lg.jp

ボランティアに関する講習会等助成事業

●助成対象事業

下記の要件を満たすボランティアに関する講習会等
・県内のボランティアグループ等が主催するもの
・ボランティア精神の普及や団体等におけるボランティア活動の充実、発展に寄与するもの
・10人以上の参加者が見込まれるもの
・参加者から参加費を徴収しないもの。また、徴収金額が必要最小限と認められるもの
・政治活動や宗教活動を目的としないもの
・不当な参加資格を設けていないもの

●助成対象経費

講習会等において指導等を行う外部講師(団体の構成員等ではないということです。)の謝金及び交通費

●助成金額

講師謝金については原則として石川県の予算単価に準じた額、交通費については実費相当額とし、助成金の総額は5万円以内(同一事業年度内において、1団体1回限りとしします。)

●申請方法

所定の申請書に必要書類を添付し、提出してください。
※申請の際は、必ず事前相談を行うこと。

お問い合わせ
お申し込み

(財)石川県県民ボランティアセンター
〒920-0961
金沢市香林坊2-4-30 香林坊ラモーダ 7階
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL <http://www.ishikawa-npo.jp/volunteer>

『あいむ』の会議室、作業室のご利用について

＜会議室＞
●申込方法/利用申込書に必要事項を記入のうえ事務局へ提出してください。(来訪、FAX、電子メール、郵便)
※電話による申し込みはできません。
●申込開始/利用しようとする3ヶ月前(休館日と重なった場合は、その翌日)
※各団体の利用限度回数は、週1回です。
＜作業室＞
●申込開始/利用しようとする3ヶ月前(休館日と重なった場合は、その翌日)



このコーナー『人』では、石川県内でボランティア活動、NPO活動に参加し、活躍している皆さんに焦点を当て、インタビューします。

第4回の今回は、森林環境教育の普及、森林や自然保護の意識の高揚、森林資源活用の促進に寄与することを目的とする「NPO法人 FIP」理事長の塩見 貴正さんにお話をうかがいました。

——塩見さんの活動について教えてください。

塩見さん ● まずは、法人名の「FIP」の説明をします。「F」は森林環境教育“Forest-education”森を知る・教えるという意味です。「I」は自然体験活動“Interest・Interpretation”自然を楽しむ・伝えるという意味。「P」は森林資源活用“Product・Performance”使う・創る・表現するという意味です。この3つの言葉の頭文字から「FIP」と名付けました。

森林に目を向ける人を増やしたい。そのために簡単な森林の散策や体験を通して、より多くの人に森を知ってもらい、好きになり、大切にしてもらうことを目指しています。

森には以外に知られていないことがたくさんあります。知らないことがあるということは、良い部分も悪い部分も知らない、こういった部分を教え広める人が必要だと気付いたんです。

活動内容は森林環境教育として、学校の総合授業などで講師として、幼稚園、保育園、小中高校などへ行って活動しています。気軽に楽しめるゲームなど通して森林の素晴らしさや美しさを伝えています。

自然体験活動の方は、例えば保育園の遠足へ付いて行って、森林の中をガイドしたり、ドングリで遊びながら、ドングリの生命力の話をしたりと実際の体験を通して伝えています。

大学にも学生ボランティアのリーダー研修の講師として招かれたりもします。



——活動に興味を持ったきっかけを教えてください。

塩見さん ● 小学生のとき、昆虫が大好きだったんです。それで昆虫採集をしていたらクワガタムシの奇形を見つけたんです。当時、大気汚染や公害が騒がれたころだったので、子供心に「金沢の環境はここまで汚れているのか!？」と勝手に思い込み、何かできないかと考え続け、森林インストラクターの資格を取りました。しかし、何かしたいと思っても、環境とは広い分野です。そこで自分の大好きな昆虫が住んでいる森林を守って行こうと決めました。

——これまでの活動の中で印象に残っていることは？

塩見さん ● 森林のガイドを頼まれたときの話です。

ガイドをするときには、あらかじめプログラムを立てています。そのときのプログラムは一時間ほど森を散策し、戻ってきたところで、一ネタやろうと思っていました。しかし、散策から戻ってきたとき、参加者の方がヘビがいると言い出したんです。見るとヘビがカエルを締め付けて丸のみにしている瞬間だったんです。こんなチャンスは滅多にないと思い参加者を集めて、ヘビの観察を始めました。自分が用意していたネタなんてどこへやら、私も参加者の方もヘビに夢中になっていました。ヘビも役者で、丸のみし終わったあと、皆で拍手していると“どや顔”で舌をペロペロだしていましたよ。

森のガイドは自然が相手です、こういった予測不能な出来事や出会いも楽しみの一つです。



——今後の課題や目標は？

塩見さん ● 当然ですが少しでも森林を良くしたいです。そのためには森林に興味を持ってくれる人を増やしたいですし、インストラクターも増やして行きたいです。私一人の目線ではなく、いろいろな目線から自然を見ることが必要だと思っています。

イベントなどもやっています。森林に目を向けるきっかけになるかもしれません、ぜひ見に来てください。

NPO法人 FIP 理事長
塩見 貴正さん
(しおみ たかまさ)



【お問い合わせ】
NPO法人 FIP
〒920-0811
金沢市小坂町北173番地 ベルサイユ112
mail npofip@mail.goo.ne.jp
HP http://npofip.web.fc2.com/